

年度更新、算定基礎届と人事労務のご担当者様はお忙しい時期かと思えます。今回は、労働保険の年度更新手続きの注意点と、人事コンサルより、人事評価のもう一つの大きな目的である人材育成についてお話をさせていただきます。

人事評価制度を「人材育成ツール」として活用するために

人事評価

評価期間内のパフォーマンスを測定し、昇降給や昇降格などの処遇を決定していくわけですが、人事評価制度の目的は「査定」だけではありません。それ以外の大きな目的として「人材育成」が挙げられます。

人事評価でありがちなパターンとして「私はこんなに頑張っているのになぜ評価されないんだ!」という不満を部下の方が抱えるケースがあります。この場合、大半のケースでは「頑張る方向性」がズレています。つまり、会社や評価者と被評価者とで、「頑張っている」に対しての定義や認識が異なっているのです。だからこそ、評価項目という共通言語を通して、期待役割を明示することが重要になります。そうすることで、会社と社員が目指す方向が一致するのです。

もちろん、単に評価項目を示せばいい、というものではありません。上司（評価者）による部下（被評価者）の成長支援も重要になってきます。しっかりとコミュニケーションを取りながら、部下が目標を達成できるようサポート（フィードバックやアドバイスなど）していきます。もし評価者が「査定（合格/不合格をジャッジ）」しようというスタンスだと、人材育成のための人事評価は実現が難しくなるでしょう。部下が目標達成できるよう支援するのが、上司の役割の一つです。

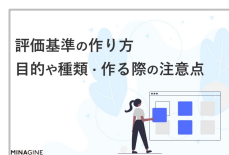
特に最近では、企業毎に求める人材の質が多様化しています。人事評価を適切な運用を通して、自社で活躍する人材の育成にぜひ取り組んでいただければと思います。

お役立ち記事のご紹介



人事評価項目の決め方とサンプル | 目的や評価基準・実施方法も解説

[この記事を読む](#)



評価基準の作り方 | 目的や種類・作る際の注意点・サンプルも解説

[この記事を読む](#)

令和4年度の労働保険年度更新 概算保険料（雇用保険分）の記入に注意

先にお伝えしたとおり、令和4年度においては、雇用保険料率が年度の途中で引き上げられます。そこで、令和4年度の労働保険料の申告・納付（年度更新）における雇用保険分の概算保険料については、年度の前期（令和4年4月1日から同年9月30日まで）の概算保険料額と、年度の後期（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）の概算保険料額をそれぞれ計算し、その合計額を、雇用保険分の概算保険料として申告・納付することとする暫定措置が適用されることになっています。
具体的にどのように対応するのか、そのポイントを紹介します。

令和4年度の年度更新 | 概算保険料（雇用保険分）の記入のポイント

令和4年度 概算保険料(雇用保険分)算定内訳(算定期間 令和4年4月～令和5年3月)

①区分（適用期間）		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
		②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
令和4年4月1日 ┆ 令和4年9月30日	雇用保険分	(イ) 千円	(ハ) 1000分の	(ホ) 円
令和4年10月1日 ┆ 令和5年3月31日	雇用保険分	(ロ) 千円	(ニ) 1000分の	(ヘ) 円
合計	雇用保険分	(イ)+(ロ) 千円		(ホ)+(ヘ) 円
		申告書②欄(ホ)へ転記		申告書④欄(ホ)へ転記

- ※ ②欄の(イ)、(ロ)については、①欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、切り捨ててください。）を記入してください。ただし、令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額と比較して、2分の1以上2倍以下の額となる場合には、前年度の賃金総額の2分の1の額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、(イ)は切り上げ、(ロ)は切り捨ててください。）をそれぞれ記入してください。
- ※ ③欄の(ハ)、(ニ)については、①欄の適用期間中の雇用保険率を記入してください。
- ※ ④欄の(ホ)、(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てず、(ホ)+(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨ててください。

令和4年度雇用保険料率

◆ 令和4年4月1日～令和4年9月30日

	①労働者負担分	②事業主負担分	雇用保険料率 (①+②)
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000

◆ 令和4年10月1日～令和5年3月31日

	①労働者負担分	②事業主負担分	雇用保険料率 (①+②)
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>